

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和63年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第11条関係)		別表(第11条関係)	
支払義務者の <u>所得割の額</u> の合算額	費用徴収額(月額)	支払義務者の <u>所得税額</u> の合算額	費用徴収額(月額)
564,000円以下の金額	略	147万円以下の金額	0円
564,000円を超える金額	略	147万円を超える金額	2万円。ただし、入院に要した費用の額から法第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の額を控除して得た額が2万円に満たない場合は、その額
注 1 費用徴収額は、支払義務者の所得割(入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)の額の合算額が表の左欄に掲げる額に該当するものについてはそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。 2 略		注 1 費用徴収額は、支払義務者の所得税額(前年分の所得税額をいう。ただし、前年分の所得税額が確定していない場合は、前々年分の所得税額をいう。)の合算額が表の左欄に掲げる額に該当するものについてはそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。 2 略	

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第2条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(平成15年香川県規則第89号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第5条関係)		別表(第5条関係)	
費用負担者の <u>所得割の額</u> の合算額	徴収月額	費用負担者の <u>所得税額</u> の合算額	徴収月額

564,000円以下の金額	略
564,000円を超える金額	略

備考

- 1 費用負担者の所得割の額の合算額とは、費用負担者の所得割（入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額を合算した額をいう。
- 2 略

147万円以下の金額	0円
147万円を超える金額	2万円。ただし、措置入院者の入院に要した費用の額から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条の2に規定する法律の規定により当該措置入院者が受けることができる医療に関する給付の額を控除した額が2万円に満たない場合は、その額

備考

- 1 費用負担者の所得税額の合算額とは、費用負担者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していないときは、前々年分の所得税額）を合算した額をいう。
- 2 略

附 則

- 1 この規則は、令和元年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の別表の規定は、施行日以後に入院する者に係る入院に要する費用の徴収について適用し、同日前までに入院した者に係る入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の別表の規定は、施行日以後に入院する者に係る入院に要する費用の徴収について適用し、同日前までに入院した者に係る入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。